

交 換 契 約 書

支出負担行為担当官を発注者とし、供給人を受注者として下記条項により契約を締結する。

(総則)

第 1 条 発注者と受注者とは次にあげるところにより、自動車を交換するものとする。

- (1) 発注者が交換に供する自動車
 - ア. 規 格 別紙のとおり
 - イ. 数 量 1 台
 - ウ. 価 格 金 円也 (うち消費税及び地方消費税額 円也)
 - エ. 引渡場所 別紙のとおり
- (2) 受注者が交換に供する自動車 ((4)に示す法定諸費用を含む)
 - ア. 規 格 別紙のとおり
 - イ. 数 量 1 台
 - ウ. 価 格 金 円也 (うち消費税及び地方消費税額 円也)
 - エ. 納入場所 別紙のとおり
 - オ. 納入期限 別紙のとおり
 - カ. 検査場所 別紙のとおり
- (3) 交換差金 金 円也 (うち消費税及び地方消費税額 円也)
- (4) 交換に伴い発注者が負担する保険料等
 - ア. 自動車リサイクル料金 円 (税込)
 - イ. 自動車損害賠償責任保険 円
 - ウ. 自動車重量税 円
- (5) 下取車は、新車納入後下記のいずれかにより、処置を行うこと。
 - ア. 廃車する場合は、速やかに抹消登録を行い「抹消登録証明書」(写)を提出すること。
 - イ. 廃車しない場合は、速やかに自動車損害賠償責任保険料の未経過分を越える期間の重複契約を行い重複契約保険証を提示すること。(未経過分が1ヶ月未満の場合は重複契約不用)
また、車検登録名義変更を行い、車検証(写)を提出すること。

(契約保証金)

第 2 条 契約保証金は免除する。

(権利又は義務の譲渡等)

第 3 条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

ただし、発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(納入及び検査並びに引渡し)

第 4 条 受注者は、交換に供する自動車を第1条第2号の検査場所に納入するときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は前項の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内(「検査期間」という。)に検査を行い、検査に合格したものについては、その引渡しを受けるものとする。
- 3 受注者は、前項の検査に合格しないものについては、速やかに補修し又は代品を納入しなければならない。この場合に、第2項の規定を準用する。
- 4 第2項(第3項において準用する場合を含む。)の検査に要する費用は、受注者の負担とする。

(交換差金の支払)

第 5 条 発注者は、受注者の交換に供する自動車の引渡しを受けた後、交換差金を受注者からの適法な請求書を受理した日から 30 日（以下「約定期間」という。）以内に支払わなければならない。

(危険負担)

第 6 条 第 4 条第 2 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）の引渡しの前に生じた受注者の交換に供する自動車についての損害は、受注者の負担とする。ただし発注者の責めに帰すべき理由による場合は、発注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第 7 条 発注者は、引き渡された物品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、物品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- 一 履行の追完が不能であるとき。
- 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- 四 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(履行遅延)

第 8 条 受注者は、第 1 条第 2 号オの納入期限までに受注者が供する自動車を納入できないときは、その理由を付して発注者に納入期限の延期を申し出なければならない。

2 発注者は、前項の申し出を承認したときは、当該遅延が天災その他不可抗力等受注者の責に帰さない理由による場合を除き、納入期限の翌日から起算して納入当日まで、交換差金に対し年 3.00 パーセントの割合で遅延料を徴収する。

3 前項の遅延料は、発注者に支払金の債務があるときは、これを相殺するものとする。

4 発注者は、その責めに帰すべき理由により約定期間内に交換差金を支払わないときは、その支払期限の翌日から支払の日までに応じ、当該未払金額に対し、年 2.50 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を受注者に支払うものとする。この場合において、発注者が受注者に対し口頭又は文書をもって代金等を支払う旨の通知をした日以降の日の日数は遅延日数に参入しないものとする。

5 発注者がその責めに帰する理由により、検査期間内に検査を行わない場合は、検査期間満了の日から検査をした日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また、その遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は終了したものとみなし、その超過日数に応じ、第 4 項の遅延利息を受注者に支払うものとする。

(契約の解除及び違約金)

第 9 条 発注者は次の各号の一に該当する場合には、何らかの催告をしないで、この契約を解除することができる。この場合において、受注者は解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- 一 契約締結に際し、受注者に不正があったとき。

- 二 受注者の帰すべき事由により、受注者において契約完了の見通しがたたないと認めるとき。
- 三 受注者もしくはその代理人又は使用人に不正があり、あるいは発注者の指示に従わないとき。
- 四 受注者が第4条に定める発注者の検査を拒否し、あるいは執行を妨げ、又は不正が発見されたとき。
- 五 不合格品に対し代品の納入を命じ、再び不合格品を納入したとき。
- 六 受注者が契約の解除を申し出たとき。
- 七 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営等に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当すると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 八 発注者の都合により、契約の解除を必要とするとき。

2 発注者は、前各号に掲げる理由により、この契約を解除するときは、受注者に対し、受注者が供する自動車の価格の10分の1に相当する金額を違約金として受注者から徴収するものとする。ただし、前項第六号による受注者の解除の申し出が、発注者の責めに帰する理由による場合はこの限りでない。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第10条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1号若しくは第95条第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（費用の負担）

第11条 この契約の締結に要する費用及び履行に要する費用は、受注者の負担とする。

（その他）

第12条 この契約において、定めのない事項及び発注者と受注者の間に紛争又は疑義を生じた事項については、その都度双方協議して定める。

第13条 この契約に関する訴訟は、札幌地方裁判所を直轄裁判所として行うものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者、受注者両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 札幌市中央区北2条西18丁目
支出負担行為担当官
札幌管区气象台長

受注者

(別紙)

1 発注者が交換に供する自動車

メーカー及び車名	三菱 デリカD:5
型式および排気量	2.26kW/L (型式:LDA-CV1W)
登録番号	旭川300ね43
数量	1台
価格	¥ 0 円 (うち消費税及び地方消費税額 0 円也)
引渡場所	旭川地方気象台 〒078-8391 旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川合同庁舎

2 受注者が交換に供する自動車

メーカー及び車名	
型式および排気量	
数量	1台
価格 (法定諸費用含む)	¥ 円
付属品	別添仕様書による
消費税及び地方消費税	¥ 0 円
合計	¥ 0 円
納入場所	旭川地方気象台 〒078-8391 旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川合同庁舎
検査場所	納入場所に同じ
納入期限	令和 8年 3月27日